

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
こども食堂立ち上げ支援助成事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、こども食堂立ち上げ支援助成事業（以下「事業」という。）に必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本事業は、食事を通じてこどもと地域がつながる垣根のない場を作ることによって、こども達を地域で見守り、育む取組を、柏崎市内に広げていくことを目的とする

3 事業内容

地域のこどもたちが、ご飯を食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊びをとおして、地域の大人とつながり、安心して過ごすことのできる居場所を、地域の高齢者等をはじめ多世代の参画を得て定期的に開催するものとする。

4 実施主体

実施主体は、事業の目的を理解し、地域の中で継続して事業に取り組める法人又は団体とする。

5 助成額

事業の実施における助成金額は、以下のとおりとする。

- (1) 助成額は、1事業当たり初年度10万円以内（初年度経費支援）、2年目6万円以内、3年目6万円以内とする。
- (2) 助成金の使途は、食材費、消耗器具備品費、保険料、食品衛生責任者養成講習会の受講費用等の運営に係る費用とする。
- (3) 必要に応じ、運営への助言、交流会、学習会等を実施する。

6 事業の申請

事業を実施しようとする法人及び団体（以下、「実施団体」という。）は、「事業申請書」（別記第1号様式）に、「事業計画書」（別記第2号様式）及び「収支予算書」（別記第3号様式）を添付し、別に定める期日までに本会に提出しなければならない。

7 助成金の交付

本会は、助成金の交付決定がされた実施団体に対して、申請からおおむね1か月以内に助成金を交付するものとする。

8 実施の注意事項

実施団体は、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) おおむね年間 12 回以上の実施
- (2) 参加者及び運営者の安全への十分な配慮
- (3) 本会が企画する交流・学習等事業や協議の場への参画
- (4) ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険への加入
- (5) 本会による運営への助言等の受入れ
- (6) 開催に当たり衛生環境の整備（食品衛生責任者養成講習会への参加又は保健所による助言の受入れを必須とする）及び安全面のリスク管理
- (7) 地域との連携や地域資源の活用

9 事業の変更又は中止

実施団体が、事業内容を変更し、又は事業を中止する場合には、事前に本会の承認を得なければならない。

10 助成期間について

助成期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

11 実施報告

実施団体は、毎年 4 月末日までに、本会に、「実施報告書」（別記第 4 号様式）に「収支決算書」（別記第 5 号様式）を添付し、提出しなければならない。

12 助成決定の取消し

本会は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

- (1) 実施団体から辞退の申し出があったとき。
- (2) 実施団体が活動を中止したとき。
- (3) 実施団体が、本会からの退会や会員からの推薦の取り下げ等により実施主体の要件を欠いたとき。
- (4) 実施団体に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

13 その他

この要綱に定める事項のほか、事業の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。